

第 9 3 号議案

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 0 年足立
区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 5 項中「第 6 条第 1 項」の次に「又は女子教職員の出産に
際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 2 5 号）
第 3 条第 1 項」を加える。

第 1 5 条第 1 項第 1 号中「第 6 条第 1 項」の次に「又は女子教職員の
出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第 3 条第 1 項」を加える。

第 1 8 条の見出し中「育児休業に伴う臨時的任用職員等」を「育児休
業等に伴う臨時的任用職員」に改め、同条第 1 項中「第 6 条第 1 項」の
次に「又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律
第 3 条第 1 項」を加える。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の職務名に保育教諭が追加されたことに伴い、規定を整備する必
要があるので、この条例案を提出いたします。